

第二十二回国会 衆議院 外務委員会 議録 第十四号

昭和三十年六月一日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 植原悦二郎君

理事大橋 忠一君 理事菊池 義郎君

理事須藤彌吉郎君 理事北澤 直吉君

理事福永 一臣君 理事穂積 七郎君

理事松本 七郎君

伊東 隆治君 高岡 大輔君

並木 芳雄君 福田 篤泰君

稻村 隆一君 高津 正道君

細迫 兼光君 戸叶 里子君

松岡 駒吉君 岡田 春夫君

出席國務大臣

國務大臣 高橋達之助君

出席政府委員

外務政務次官 園田 直君

外務事務官 島津 久大君

(大府官房長)

外務省参事官 寺岡 洪平君

外務事務官 中川 融君

(アジア局長)

外務事務官 千葉 皓君

(欧米局長)

外務事務官 湯川 盛夫君

(経済局長)

外務事務官 下田 武三君

(条約局長)

外務事務官 河崎 一郎君

外務事務官(國際協力局長)

委員外の出席者

専門員 佐藤 敏人君

専門員 村瀬 忠夫君

本日の會議に付した案件

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件(条約第五号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

國際情勢等に関する件

○植原委員長 これより會議を開きます。

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明を求めます。園田外務政務次官。

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案

関する領事官の職務等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「送還命令及び乗船地行旅費の貸付」に改め、同条に次の三項を加える。

2 領事官は、前項の規定により送還を命ずる場合には、帰国者に対し、外務大臣の承認を経て、当該船舶に乗船するまでの必要な旅費(以下「乗船地行旅費」という。)を貸し付けることができる。

3 前項の規定により乗船地行旅費の貸付を受けようとする帰国者は、政令で定めるところにより、領事官に対し、乗船地行旅費の貸付を申請しなければならない。

4 第一項の規定において乗船地行旅費とは、帰国者の在留地(その者が居住する地域であつて、本邦における市町村に準ずるものをいふ。以下同じ。)又は外務大臣が指定する地から乗船地までの船賃、航空賃、鉄道賃、車賃並びに旅行中必要と認められる宿泊料及び食費で、帰国者が乗船地に到着するため必要な最低限度のものをいふ。帰国者が乗船のため当該在留地又は外務大臣が指定する地から出発するまでの間において帰国者の生活又は医療処置のため必要と認められる場合にあつては、帰国者のその間における生活費又は緊急を要する医療処置のため必要な最低限度の費用を含むものとする。

第三条第一項中「前条」の下に「第一項」を加え、同条第三項中「領事官の駐在する国」を「帰国者の在留地又は外務大臣が指定する地」に、「当該国」を「当該在留地又は外務大臣が指定する地」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 乗船地行旅費、帰国費及び帰郷費には、利息を附さないことができる。

第六條の見出しを「乗船地行旅費、帰国費、送還費及び帰郷費の償還」に改め、同条第一項中「第三條の規定により」を削り、同項中「帰国費」を「乗船地行旅費及び帰国費」に改め、同条第二項中「第二條」の下に「第一項」を加え、同条第四項及び第五項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、「帰国者の扶養義務者」を「扶養義務者又は扶養義務者」に、「帰国者の配偶者又は扶養義務者」を「扶養義務者」に、「同条第六項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に、同条第七項中「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に改める。

第七條の見出しを「乗船地行旅費、帰国費、送還費又は帰郷費の償還請求権の整理」に、同条第一項中「第五項の規定により帰国費」を「第五項の規定により乗船地行旅費若しくは帰国費」に、「扶養義務者」を「配偶者若しくは扶養義務者」に、「帰国費若しくは」を「乗船地行旅費、帰国費若しくは」に、同条第二項中「帰国費」を「乗船地行旅費、帰国費」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○園田政府委員 ただいま議題となり

ました国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を説明いたします。

まず提案の理由を説明いたします。現行の国の援助等を必要とする領事官の職務等に関する法律は、その施行以来一年九カ月となりませんが、この間にこの法律を實際に運営してみた結果、次に申し述べますように、この法律の一部を改正することを適當と考ふる次第であります。

まず現行法律第三條により帰国費を貸し付ける場合には、帰国者の在留地から本邦までの船車賃並びに途中の生活費及び医療費を貸し付けることができますが、法律第二條に基き船長に對する送還命令により帰国者を送還する場合に、乗船地までの船車賃並びに生活費及び医療費を貸し付けることができない現状なので、このような場合に、帰国者が乗船するまでの諸費用は、これを貸し付けることが適當と考へられます。

次に領事官は、もともとその管轄区域内の行政事務についてののみ職務を行うことになつてゐるので、領事官の管轄区域外の地に帰国を援助する必要がある者がいる場合には、現行法律では帰国を援助することができないのであります。しかし、このような場合にも、もよりの領事官が帰国を援助することが適當と考へられます。

次に夫婦は、民法第七百五十二條により互に協力し扶助しなければならず、また同七百六十條により婚姻から生ずる費用を分担する等の趣旨にもかんがみまして、どちらか一方が、国の援助等を受けて帰国した場合に、他の一方が返済能力があれば、一方が借りた帰国費等を他方が国や船会社に對

し返済するのが妥当と認められず、帰国費等の償還義務者として新たに配偶者を加えるのが適当と考えられず。

以上三項目の理由によりまして、この際この法律を改正するのが適当と考へますので、これらの改正を主眼とした今次の改正法律案をここに提出する次第であります。

以上が本法律案の提案理由であります。次に本法律案の内容を概略説明いたします。

まず第二条に第二、第三及び第四の三項を追加し、乗船するまでの必要な旅費、すなわち乗船地行き旅費を貸し付け得ること、貸付の場合の手續規定及び乗船地行き旅費の定義を掲げました。この定義中には、領事官の管轄区域外から乗船地までの旅費も貸し付け得るよう配慮されてあります。

次に第三条を改正しまして、領事官の管轄区域の内外を問はず、いずれの地にある者に対しても帰国費を貸し付け得るよう措置しました。

次に第五条を改正しましたが、これは乗船地行き旅費の五字を加えることと、条文の表現を整理しただけで、文意は変わっておりません。

最後に第六条及び第七条の改正であります。これは乗船地行き旅費、帰国費等の新たな償還義務者としての配偶者の三字及び乗船地行き旅費の五字を当該条項中必要な箇所に入れられたものであります。

以上をもちまして、本法律案の提案理由及び内容の説明を終ります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あられんことをお願いいたします。

○岡田委員 議事進行。これは再三にわたって私は委員長を通じて注意を喚起している問題であります。事務外務省の運営につきましては、秘密外交のにおいが非常に強いという点を暴露している事実がある。それはこの間から、すでに三週前に濃縮ウラニウムの受け入れの問題に関して資料の要求を私は委員長を通じて申し込んだのであります。これに対して当時岡田政務次官は、誠意をもって一週間以内に資料をそろえて提出をいたしますということをはっきり答えていたものであります。それにもかかわらず、今日までに提出された資料といふものは、ほとんど提出された資料としての価値のないものばかり——と言わないにしても、私の資料提出の要求のそれにしたえるものではありません。たとえばアメリカの原子力法の全文、日本の翻訳文を要求したのに対して、英文の原文だけをよこしている。そしてこれについては、一週間以内に印刷をいたしまして必ずお手元に配付いたしますという政務次官の答弁にもかかわらず、いまだに配付になっておりません。これはアメリカ・トルコ協定の仮訳であります。これにつきましては、実は外務省としては出すつもりがなかったのだから、ところが外務省のある局から国会に対してこれを提出する以前に、民間団体に配付しておるといふ事実を私は突きとめて、この点について私が暴露したものであるから、やむなくアメリカ・トルコ協定の仮訳を、その日は徹夜したといつて出しておるのであります。

○植原委員長 岡田君の発言はごもっともと感ずる点が多々ありますので、その旨を、あなたに対して誠意をもって事に当るよう政府に伝達いたします。さよう御承知を願います。

○植原委員長 本案に関する質疑は次会に譲ります。

○植原委員長 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めの件、この二案を一括して議題といたしまして、両案に対する質疑を許します。並木芳雄君。

○並木委員 いつか鳩山総理大臣が中共との間に領事を交換する、中共に領事館を設けたいというように、だれかの質問に対して答えておりましたが、

外務省としてはその準備を進めておるのですか。

○下田政府委員 その件に関しましては、重光大臣より大体のお話がありまして、検討するといふ趣旨をお答えになつておられますが、検討の命を受けております。ただいまのところ、私どもの法律上の見解は次のようなものでございます。

わが国におきましては、領事を派遣する場合には、天皇の認証のある委任状の発給を必要といたします。そうしてこの委任状を持って相手国に参ります場合には、相手国の元首の署名のある認可状の発給を必要とすることに相なつております。でございますから、このような形式を伴う領事の派遣といふことは、これは何と申ししても、相手国を承認する法律上の効果を生ずることになりますので、現段階におきましては、中共に領事を派遣するといふことは困難であると考えております。

○並木委員 もし領事を交換することが困難であるとすれば、これにかわるべきものとして、たとえば通商代表部を置くとか、何らかの便法が考えられると思ひますが、その点はいかがですか。

○下田政府委員 代表部というより法的資格のある者を派遣または交換するといふことも、同じくやはり不可能だろうと思ひます。同様の法的理由をもちまして……ただ先般、民間貿易協定が結ばれて、その中に書いてありますような民間の通商代表部、そういうミッションの派遣は、法律上からも現段階において差しつかえないと考えております。

○植原委員長 並木芳雄君に御注意申し上げますが、その問題は外務大臣からかなりお答えになつてはいるはずで、それでそういう外務大臣が答えたような質問は、時間の都合上なるべく避けていただきたい。ただ御注意までであります。

○並木委員 その後の経過を聞いたのですが、フィリピンの在外事務所の問題ですが、ずいぶん長くなりまして、これはもうそろそろ大使館に昇格をする話が出てきていいと思ひます。そういう計画はないのですか。必ずしも平和条約の締結が終らなくても、大使館とか公使館を設けた前例はあります。フィリピンとの間の賠償の会談なんかかなり順調に進んだかに伝えられております。今日ですから、在外事務所を昇格するといふ話も持ち出してきていいのではないと思ひます。ネリ全権がきのり帰りましたけれども、フィリピンとの間の賠償の交渉の内容とともに、ただいまの点を答弁していただきたいと思ひます。

○下田政府委員 国交が正式に開かれておられません。国家の間におきましても、特にその旨の合意が成立いたしません。平和条約なしで大使館を相互に交換するといふことは法的には可能でございます。しかし実際問題として、フィリピンにいたしても、平和条約の締結前に在外事務所を大使館に直すといふことには応諾しないことは明らかでございます。なお今次大戦後の前例につきましては、ピルマとの平和条約は署名をされましたが、しかし批准を交換しなければ発効しないわけでありまして、しかし日緬間の友好関係にかんがみまして、批准に

よる発効前に署名の直後、在外事務所を大使館に直すという措置がとられております。またサンフランシスコ条約の批准前に、オランダその他のヨーロッパ諸国は、在外事務所を大使館に切りかえるという事を認めておる例もございませぬ。

○並木委員 質問の後段の賠償交渉の内容は……。

○下田政府委員 アジア局長が来ておられませんが、要するにネリ大使が帰りましたのは、交渉が決裂したということではございませぬで、専門家間に行われておりました交渉がある進捗を見せ、一定の段階に達しましたので、この際本國政府と打ち合せるといふことが、ネリ大使にとって必要となりましたので、一たん帰るといふことに相なったわけでありませぬ。

○並木委員 またネリ大使はこちらへ来るのですか。この次の会議はフィリピンでやるのですか。

○下田政府委員 またネリ大使が参りますか、あるいは違う人が参りますか、あるいは今度わが方から人が参りますか、それらの点はまだ確定しておりませぬ。

○並木委員 韓国との間の問題ですけれども、韓国の日本における代表部というのですか、これはどういふ資格でおるのですか。向うだけは日本において、日本から韓国に対してまだ在外公館を設けておられないというのですけれども、その関係はどういふふうになっておりますか。そういう一方的なことがなせ許されるのかどうか。これは現在日本にあるソ連の元代表部との関係とともににはつきりしておきたいと思はれます。

○島津政府委員 在京の韓国代表部は、昭和二十七年の四月二十八日付の日韓間の交換公文によりまして、わが國としましては相互主義の原則のもとに、その設置を認めたくわけでありませぬ。その後わが方の在韓公館設置の意向を通報と相互主義の確認の要求に對しまして、先方は一昨年十一月二十五日の回答をもつて拒否をして参つたのでございませぬ。わが方は重ねてその年の十二月一日付の書簡で韓国側の再考を求める旨の申し入れを行なつたのでございませぬけれども、まだそれに回答してきていないというのが現状であります。

○並木委員 そりすると見通しとしては、近く日本から韓国へ派遣する状態にあるのですか、ないのですか。

○島津政府委員 これは申すまでもなく日韓間のそのほかのいろいろの話し合ひに関連をいたしてはいるのでありますが、現状におきましてはいつとより確たる見通しあるところまでは参つておりませぬ。

○並木委員 最近台北における韓国の駐在大使が語つていふのであります。日本が北鮮と何らかの交渉を始めている現状においては、とうてい今後円滑なる関係を維持できないから、日本における代表を引き揚げるというふうなことを台北で記者団に語つております。その北鮮との交渉という事についてはどういふことをさしているかわからないのでありますけれども、何かそれに該当する事案があるのか。また韓国から北鮮と日本との間の何らかの交渉について申し入れがありましたか。

○島津政府委員 御質問のような手續としては私どもははつきりした情報を持つておりませぬが、どういふことでもございませぬ。韓国関係者がそのような言説をときどきなしているような情報もございませぬけれども、私どもとしてははつきりしたことを聞いておりませぬ。

○並木委員 現在日本にあるソ連の元駐日代表部、これの地位について政府は現在どのよう考へておられますか。きょう日ソ交渉が始まるのであります。この交渉の段階において必ず何らかの機関を設けるようにという話が出てくるのではないかと、その場合に現在日本が事実上この存在を認めておられるのかおられないのか、その問題が重要になってくるかと思ひます。もし認めておられないとすれば、今後日ソ交渉の途中においてこれを認めろというふうな申し出が出てきた場合に、政府はどういふ態度をもつて臨むか、その点。

○寺岡政府委員 元ソ連代表部は日本政府といたしまして認めておりませぬ。これは御承知のようにソ連側がサンフランシスコ平和条約を調印いたしませんでしたので、目下退去を要求している状況になっております。ただ元ソ連代表部を事実上認めるかどうかという点につきましては、今後の会議の進行いかんによつて決定されると思ひますが、少くとも現在の段階におきましてはソ連代表部は認めておりませぬ。

○松本(七)委員 ちょっと関連して。領事の問題ですが、戦争状態にある國の間でも名譽領事を置くという例が今まであったようでありませぬが、名譽領事なら便宜的な処置として中国との間にも交換することが可能じゃありませんか、この点を伺いたい。

○下田政府委員 戦争状態に現にある國家の間で名譽領事といふことも交換するといふことは私は考えられないと思ひます。そういう前例もまだ承知いたしておりませぬ。

○植原委員長 大橋忠一君。

○大橋(忠)委員 在外公館の問題で伺いたいと思ひます。カサブランカに領事館を置く、それからエチオピアにも公使館を置く、イスラエルも公使館、グアテマラ、ニカラグアにも公使館、こりいふに非常にたくさん公使館、在外公館を置くことになつておられますが、これらの目的は、主として通商貿易関係を拡大するといふことのように思われませぬ。しからはこの公使館なり、領事なりに任命される者が通商貿易に關して相当知識もあり、経験のある者を選ばぬことには、これはただ外貨を使うだけで何の役に立たぬと思ひますのであります。どういふふうな基準でこの公使なり領事なりを選定しておられるか、その点を一つ伺ひたいと思ひます。

○島津政府委員 一般的に見まして戦後の在外公館の仕事が経済問題に重点があるといふことは、これはもちろんでございませぬ。しかし在外公館は必ずしも経済問題だけが主眼ではありませぬ。また館長も経済問題の専門家で必ずしもなければならぬといふことはなすしと思ひます。その意味であらゆる角度から検討を加へましてお願いしておるわけでありませぬ。なおまた御指摘になりましたような公館にすべて本任の大公使を出しておるとも言へないのであります。たとえばニカラグア、グア

テマラは兼轄でございませぬ。またラオスも兼任でございませぬ。エチオピアのごときも代理公使をもつてこれに當る方針になっておられます。また館長自身がエキスパートではございませぬけれども、館員には極力その道の専門家を入れることにいたしまして、外務省に他省から入つてきて外交官の立場で在外勤務をしておる者もすてに相当数に上つておられます。教から申しますと通商から来ておる者が一番多くなつておられます。

○大橋(忠)委員 しからはこれらの領事館なり公使館なりにおける仕事の内訳は、具体的にどういふ仕事をやるのですか。たとえばカサブランカならカサブランカ、あるいはエチオピアの公使館なら公使館で具体的にどういふ仕事をやるのですか。

○島津政府委員 これは具体的にとおっしゃいますが、カサブランカ方面で日本の商権を伸張したいという希望がもとになつて開設するわけでございます。

○大橋(忠)委員 それはどういふふうにしてやるのですか。おるだけでは僕も経験があるのです。

○島津政府委員 具体的なことは資料につままして御答弁いたします。しばらく御猶予を願ひたいと思ひます。

○大橋(忠)委員 それでは現実にどういふ仕事をやるか。そうして現実はどういふ効果を上げおるかといふことを一つ具体的にこの次までに調べてきていただきたいと思ひます。

それから今度仏印三国の大使館を開始する一いわゆる東南アジアというよりなところでありませぬが、これまた一体どういふ仕事をやるのか。また大

第一類第四号 外務委員会議録第十四号 昭和三十年六月一日

使に昇格させることもどういふ利益があるか。私はかくのごとくラオスのこととどこまで大使館を置くかというところはどうかと思ふ。ラオスは人口もわずか百万か二百万で、人の名も私は実には寡聞にして知らないくらいです。カンボジア、ヴェトナムとのつり合い、上大使館に昇格させるということですが、前にはサイゴンに総領事館なり、ブンペンに分館があつたくらいなもので、いかに大使の値打が下つたといへども三つも大使館を置くことはあまりにひどいと思ふ。こゝろいふふりにしていくと、つり合い上からいふと在外公館全部を大使館にしないかやならぬといふようなことになつてしまふ。理屈をつければそれぞれな一理はある。その上大使となるとやはり格式ばつて参りますので、若い活動的の人間を任命したいと思つても資格の点でできぬといふことになるので、えてして外交官の古手の何にもならぬ者を無理に引っぱり出して任命するということになりまして、そうして向うへ行つてむしろ金をため込むといふようなことに専念するような者もできるわけです。そうなるとかえつて親善関係なるものが、逆に感じを悪くするよりなおそれさえ私はあると思ふ。そこでやはり在外公館を設置し、昇格せしめ、人事を扱ひ上において、真に国家のためになるかどうかといふことをよほど慎重に考へてやらなければいかぬと思ふ。従つてこれはどういふ具体的利益があるか。どういふ仕事を現実にするのか。たとえばカンボジアのごときと、大使館を置いておるのは米と英だけ、ヴェトナムに大使館を置いておるのは米と英だけです。ところが日本は御承

知の通り政治的には何らの発言権がないのです。従つて私は米英同様大使館を置く必要はないと思ふ。米英は無論今こゝろは共産圏との猛烈な角逐場でありまして、日本は別に直接何らの関係がない。ただ関係のあるのは親善関係と経済関係だけだろつと私は思ふ。従つて米英が大使館を置いておるがために、日本も大使館を置くという必要は毛頭ないと思ふ。一体どういふ具体的仕事をやるのか。さらにまたヴェトナムのごときは政情がきわめてこんとんとしておりまして、将来どうなるやらわからぬ節も相当あるのであります。私は、米英に追随してこちらも大使館を置くといふ必要はないと思ふ。また置いた場合に一体どういふような仕事をやるのか、そうしてどういふ効果があるのか、こゝろいふ点について私は御説明願ひたいと思ふ。

○園田政府委員 ただいまの大橋委員の質問にお答えいたします。今お尋ねになりましたヴェトナム、カンボジア、セイロンあるいはその他の国々に例をとつて申し上げますと、まず第二次大戦後独立したヴェトナム、カンボジア及びセイロンの三国は、御承知のごとくわが国に対して非常に友好的でございまして、親善関係の増進及び経済協力を求めておりまして、従来相互に交換している公使を大使に昇格したいといふことを先方から要望して参りました。これは政府のアジア重点政策の観点からも賛成でございますので、本年二月、在外公館の種類の変更に關する政令をもつて、従来の公使館を大使館に昇格せしめたのでございます。またイランは、御承知のごとく最近の外交

方針としてアジアに重点を置く傾向にあり、以前から大使交換を申し越してきておつたところ、わが方といたしましても戦後世界政局における中近東諸国の重要性は重視する必要があると思つて、なかんずくイランは、わが国にとって石油問題など通商上においても非常な重要度を加えております。従つて前記政令で既設の公使館を大使館に昇格せしめたわけでございます。なお先方の在京公使館のうちイラン、カンボジアの両公使館は、すでに大使館になつております。セイロン、ヴェトナムの両公使館は、先方の国内措置の關係でいまだ大使館に昇格しておりません。ただし見込みとしては、ヴェトナムは近日中に、セイロンは本年十月中旬に大使館昇格を実現する模様でございます。

なおこれは一例でございますが、今お聞きになりましたラオスの問題にとりまして、戦後独立した新興国家でございまして、昨年わが国がアジア重点政策に基いて、アジア諸国との間に大使を交換するとの外交方針にとりまして、わが方のヴェトナム、カンボジアの公使館を大使館に昇格いたしました。ラオスも在日大使館を開設したい旨、本年一月わが在タイの太田大使を通じて申し入れて参りましたので、わが方としても大使館昇格をもつてこれに應ずることが、アジア諸国との善隣関係強化の点から見ても必要であり、なお当分の間は在タイ大使をしてラオス大使を兼任せしめる予定であります。元来ラオスは親目的でございますが、各種の資源を埋蔵してあり、未開發資源に対してはわが方の經濟援助、技術提携を希望しておるわけでありまして、

今申し上げましたのは一例でございますが、わが政府は、重光外務大臣としてはアジア地域重視の政策に重点を置いてやつておりますために、特にアジア中近東の諸国に重点を置いて、先方の申し入れ等もあり、あるいは経済的、あるいは戦後日本が独立をして、真に独立国家として世界各國のいろいろな条約締結、その他政治的の面において対等に立ち上るためにも、情報をとる意味におきまして、こゝろいふ面に重点を注いでおるわけでありまして、

発展と国際経済の変化によりまして、おのおのかつての在外公館の設置地点の重点が逐次変つて参つておることも事実でございます。従ひましてそういう意味から、われわれは今日の在外公館の数が決して多いとは考へておりません。

試みに例をとつてみますると、在外公館の大使館の数は、日本が十九、インドが三十二、イタリヤが三十六、ドイツが二十八、フランスが五十七、アメリカが六十八、イギリスが五十、人員にいたしまして、日本は四百六十八名、インドは三百五十五名、イタリヤは八百三十二名、ドイツは千六百五十五人でございます。今日の在外公館の数が非常に多く、単に外務省のなわ張りを広げるためにやるとは断じて私は考へておりません。従ひましてこういう意味におきまして、在外公館の設置の場所その他の方針等については慎重に検討いたしまして、今日の非常に不足な財政状態ではございますが、今日の状態で満足すべきでは断じてございせんから、よく御意見を承つて、できるだけ今日の状態で無理をいたしまして、なるべくこういふ外交拠点というものの形式をまずとつて、その形式の内容を入れるという外交推進の足場であると思ひますので、広げたいと考へております。

なおここに在外公館を持つていつて、そうして何かできるかという人選の問題は、機構とは別個の問題でございます。人選の問題は仰せの通りでございます。まして、戦後しばらく外交を推進する外務省が、在外公館がふえましたために、非常に弱い人事をやつたり、あるいは古手の官僚をふやしたりすると

いうことは、非常に慎しまなければならぬことであると思へ、十分慎重に検討するつもりでおります。幸いに大橋委員は外務省の大先輩でございますから、手続大橋委員の御意見等も十分承りまして、国家のために万遺漏なきようにいたしたいと考へておりますので、御審議願ひたいと考へております。

○大橋(忠)委員 とにかくこの次まで

にどういふ仕事を一体具体的にやるのか、今までどういふものを広げてどういふ利益があつたかということ具体的に御答弁を願ひたい。これは、われわれはにわかに賛成はできないのであります。それは他の国が非常にたくさん持つておるといふことを言われるので、他の国が持つておるがゆゑに日本もそれにならつて置く必要はない。他の国がたゞさん持つておつても何もならぬ、あまり役に立たぬといふことになれば、日本は何もそれをまねず、緊縮政策でもつてほんとうに効率的に在外公館をどこに置くかということ、まじめに再検討すべきだと思ふ。

いま一つ、あまりに大使館を多く作ると、インドとか将来インドネシアとか、そういう重大なところに大使館を置くことには、私は毛頭異存はない、それは必要であります。ところがあまりに小さいラオスとかセイロンに置くということになる、大きい国に対する大使の重みがなくなつてくる。その上にどういふふうになくさん置きますと、格式ばつて、人事の点でもあまり若いのを大使にするわけにいきはせぬ、大使となると、やはりひねて年を食つた外交官で、金をためる一点張り、金で

もたためて日本に帰つてから家でも建てようとするようになつた人間しか大使に置けやせぬ。それよりも公使程度にとどめて、実際に間に合ひ人間を送つて、積極的に通商なり経済発展に努められた方が有利である。大使になると、人選上格式ばるために、ろくな者が行かない。かえつて親善を害し、経済発展を阻害するような者がよく行くと考へておる。それでどういふふうにと大使館を乱造するのは考へるものであつたかをよよく検討してみ、御答弁によつて私は最後の判断をしようと思ひます。

○園田政府委員 ただいま仰せの通り

さらに資料を集めまして、御納得のいふやうな御報告を申し上げて御審議願ひたいと考へております。なお大使を乱造して、外務省が人事上非常に變則的な無気力なものになるのではないかというお考へでございますが、その点についてはこのように考へております。今度の在外公館の設置につきましては、外務省の人員がふえ、一挙に纏ぱりがふえるというところはございせん。今日は戦前と違ひまして、三分の二が外務省の出身でございます。他の三分の一は大蔵、通産、農林等各省の出身者でございます。経済重点に外交を進めていくという関係上、そういう人事構成に大体なつております。なお大使をあまり作ると、格式ばつてきて仕事ができなくなるという仰せでございますが、その点については私も特に考

えておることでございます。外務省の内におきまして、大使をやつた人間が、国家の代表として職についた関係上、何か総理大臣が大臣と同格のように考へて、大使といへば何かえらいように思ふ考へ方は誤まりであつて、こういう誤まりを是正して、はつらつたる外交官をもつて大使あるいは公使の職を務めさせ、新たな戦後の外交を進めていくことが必要であると思へております。現在は御承知のごとく大使の區別はなく、いずれも認証官でございます。いづれの国におきましても、話し合ひを進める場合に、相手の格式、肩書を重要視して諸外国が外交を進めておることは、御承知の通りでございます。米國におきましても、あるいはその他の國々におきましても、重要な國あるいは近隣國等におきましては、小さい國であつても大使をやつておるところもあつて、従つてそういう格式の大使をやるが、それに対するいろいろの手当等の問題は、また御意見を承つて、将来これは検討しなければならぬ問題であると思へております。

○大橋(忠)委員 もうやめようと思ひ

ますが、最後に、格式ばつて大使と公使と違ふというやうなことをおっしゃいます。実際はその代表する人物の背景であるといふか、また人間いかにあつて、それが大使であつて公使であるが、領事であつて公使として大したことはない、そう思つておるのです。人いかに問題です。人間そのものなんです。その点一つよくお考へ願ひたいと存じます。御注意申し上げますが、格式みたいなものは、それは理屈であつて、そんなことは問題にならぬ。

○植原委員長 大橋君、よろしゅうございませうか。高橋審議庁長官が今すぐに参りますから、このままお待ちになつた方が次の質問に御便宜だと思ひますから、さう取り計らいますから御承知を願ひます。

それから岡田君の資料要求に對しましては、審議に差しつかえを生じますから、どうか外務省で間違えないように願ひます。また大橋君の今の御質問も、私はきわめて重要だと存じますから、これに對してもどうかはつきりとした御答弁を願ひます。

○植原委員長 これより国際情勢等に

関する件について、政府当局に質疑を行うことといたします。通告順によつて質疑を許します。穂積七郎君。なお質問者が多数ありますから、なるべく制限時間内にお願ひいたします。「何分ですか」と呼ぶ者あり十分です。

○穂積委員 私は本日は前会からの約束によりまして、総理と外相と高橋長官に質問をすることになつております。だが、総理並びに外相がお見えになりませんが、それに対する質問は留保いたしまして、高橋長官に対する質問だけきようさせていただきたいと思ひます。

問題はもとより濃縮ウランウム受け入れ問題でございますが、政府が昨日あたり特に他の委員会で御答弁になつておられるように、トルコ協定の例に見られますやうな第九條、すなわち発電に原子力を利用する場合には、アメリカの援助を受けることを双方が予想いたしました協定文には反対されるとい

うことを言っておられました。政府が今考えておられます。つきであるという点も、その点も、それにとどまらうか。

○高碕国務大臣 お答え申し上げます。まだどういふ条件が出るかわかりませんが、ひもといふものにつかまは、たとえば将来日本において原料が発掘された場合に、あるいはアメリカの統制を受けなければならぬというふうなことがあれば、これは大へん大きなひもだと思っております。それははっきり拒絶したいと思っております。

それからトルコ協定の第九条につきましては、これは私も見たところ別に大きなひもとは考えませんが、日本の自主的考案から原子力を動力等に使う場合に、アメリカに協力を求めるというものがきめられるならば、これは別にひもとは考えません。けれども動力用に原子力を使う場合にアメリカと協議しなければならぬとか、あるいはほかの国からの協力が得られないとかいふ場合には、これはひもとも考えますから、どこまでも自主権を持つていける日本のため、それだけの考えでこれを利用するということを協議するなればこれは協定に入れてもいい、こ

り存じております。

○總務委員 政府のこの間の決定は、原子力調査会の決定もそうでありましたが、それを承認されました条件を一つ問題にしておるわけですか。それからもう一つは、受け入れ態勢といふよりは、日本の原子力研究並びに産業開発に対する自主的な計画を打ち立てるといふことになっております。これは何うとまでできていないようですが、一方において交渉もやられるわけ

です。以上は、早急に自主的な計画を立てなければならぬと思っておりますが、機構並びに計画を一体いつまでにお立てになるおつもりなのか、またその内容について、高碕私案なるものでももしおありになりましたら、その構想をお示しいただきたい。この二点についてお伺いします。

○高碕国務大臣 この問題は原子力平和利用調査会におきまして今慎重に検討中でございます。私どももいたしましては、大体の構想とすればこれは政府だけの機関でなく、民間がいつても参加し得るようにならうという道を開いているもの、そういうふうなものを調査研究機関を持つていきたい、こういう所存でございますから、これを利用するにつかまはしてはそれができたらさうに考えるべきもの。まず最初に、どういふふうな現在の日本の原子力を研究するところを作るかといふことは、今の濃縮ウランウム等を持つて参りますと、これをすぐどこへ入れるかといふことが先決問題でありますから、非常に急速にきめたいと思つてやっております。

○總務委員 その点はいつごろきめますか。

○高碕国務大臣 いつごろきめるといふことにつきましては言明いたしかねますけれども、なるべく早くやりたい。

○總務委員 およその見当は……。

○高碕国務大臣 およその見当は、これはアメリカとの交渉にもよりますけれども、なるべく二、三月月くらいの間には何らかの形態を作りたい、こ

う存じておりますが、これは予算の關係もありません。これは中心を原子力平和利用研究会の方で決定をしていただくたい、こ

う存じております。それによつても政府は考慮したい、こ

○總務委員 次にお尋ねいたします。大體政府の予定通りこの月の中旬ごろまでに交渉を妥結したいというお考えのようですが、さうなりますと、それを受け入れる時期等とにらみ合せて、国内の自主的な計画がきめられるものと理解しておりますが、さういふ理解してよろしゅうございませうか。

○高碕国務大臣 この月の中ごろ妥結するといふ御推定でございますが、これは私はさう急速に参らなうと存じております。相当慎重にやつていきたいと存じております。従いましてかりに協定ができて、これを實際に受け入れるというところになるとさう急速には来ないと思つておりますが、しかしあまりゆつたりかまえておつてはいけませんから、受け入れ態勢だけは相なるべくは早く実行したいと考えております。

○總務委員 交渉に当りましては今のいろいろな外的条件の問題であります。先般から問題になりましたかなる型のものを入れるかといふこととでございますが、今政府はウオーター・ポイラー型を入れるというふうなお考えでございますか、それが一点、もしさうであるとするならば、その型の選定は一体だれにお聞きになつて、どういふ理由によつて三つの型のうちウオーター・ポイラー型をお選びになるのか、その理由と御判断を伺つておきたいのです。

○高碕国務大臣 まだウオーター・ポイラー型をとるとは決定いたしており

ません。これは中心を原子力平和利用研究会の方で決定をしていただくたい、こ

○總務委員 現に交渉はあしたから始まるわけですが、それに対して、その意見はアメリカに今行つておる交渉団の中にはさういふ衆知を集めるような衆知はないと思つて、従つて国内においてその準備を始めなければならないが、この交渉に即応して、調査会を中心にして衆知を集めるような方法をお考えになるのか、大體の構想がおありになりましたら、この際伺つておきたいと思つております。

○高碕国務大臣 だいたいま、現在の原子力平和利用研究会を中心によつておりますが、その方面におきましても科

○總務委員 トルコ協定を見まして、これは是非に停滯いたして、これの実施は非常に困難な問題と、われわれがあれを資料として見ましても実施の細目といふものはほとんど書いていない。従つていろいろの秘密の保持の問題と、あるいは調査方法、技術の指導、援助等々の内容、あるいはまたそれを保持いたしましたして本國へ返す等のいろいろな実施に伴います条件が必要になつてきておると思つて、それが、それができなくて、従つて日本の場合にも、おそれるはこの双務協定以外に、本協定以外に実施協定といふか、技術協定といふか、あるいは貸手協定といふか、名前が別でございますが、細目のある協定が必要になつてくると思つて、さういふことは、そのことが国内におきまして、特に關係者にとつては重要な権利義務を生ずることになると思つて、そのこと自身が大事だと思つて、従つて昨日の當委員会におきましても、鳩山総理はこの協定は必ず国会にかけるべきである、かけるつもりであるといふ御答弁をなさいました。ところで問題は、これは国民に対して権利義務を生ずる点であるから国会にかけるというので、名称は別として、今の実施に伴いますいろいろなこまかい協定、これも當然国会にかけ、国民の前に示してわれわれの審議を経て取り扱ふべきだと思つて、長官はそれに対して、どういふお考えを持つておられるか、伺つておきたいと思つております。

○高碕国務大臣 だいたいま、現在の原子力平和利用研究会を中心によつておりますが、その方面におきましても科

○總務委員 トルコ協定を見まして、これは是非に停滯いたして、これの実施は非常に困難な問題と、われわれがあれを資料として見ましても実施の細目といふものはほとんど書いていない。従つていろいろの秘密の保持の問題と、あるいは調査方法、技術の指導、援助等々の内容、あるいはまたそれを保持いたしましたして本國へ返す等のいろいろな実施に伴います条件が必要になつてきておると思つて、それが、それができなくて、従つて日本の場合にも、おそれるはこの双務協定以外に、本協定以外に実施協定といふか、技術協定といふか、あるいは貸手協定といふか、名前が別でございますが、細目のある協定が必要になつてくると思つて、さういふことは、そのことが国内におきまして、特に關係者にとつては重要な権利義務を生ずることになると思つて、そのこと自身が大事だと思つて、従つて昨日の當委員会におきましても、鳩山総理はこの協定は必ず国会にかけるべきである、かけるつもりであるといふ御答弁をなさいました。ところで問題は、これは国民に対して権利義務を生ずる点であるから国会にかけるというので、名称は別として、今の実施に伴いますいろいろなこまかい協定、これも當然国会にかけ、国民の前に示してわれわれの審議を経て取り扱ふべきだと思つて、長官はそれに対して、どういふお考えを持つておられるか、伺つておきたいと思つております。

○高碕国務大臣 だいたいま、現在の原子力平和利用研究会を中心によつておりますが、その方面におきましても科

○高橋國務大臣 本協定を締結いたしましたときに、将来私どもの考へておきます自主的な検討なり研究ということに、じやまになるようなことがあるかないかということをよく検討いたしまして、それは本協定の中にどうしてきめてもらう、そのほか何しろ予算も伴うことであるから、価格の点等も、あるいは貸与にするか、貸与はどうかという条件だといったようなこともきめて、問題になるようなものは本協定のときにきめておきたい、こういう所存でございます。しかし実施に当りまして細目の協定になつて参りますと、これはただいま申しましたような問題が起らないような範囲におきましてはこれは細目に移さなければならぬ。細目は一々国会の御承認を得るということは困難だと思ひますが、本協定の中に問題となるべきような問題はよく取り上げて、入れてから本協定を作りたい、こういう所存であります。

○榎積委員 すでに向うから内示されました協定の内容というものは、大體トルコ協定に基準を置いたものなのです。それでは今まで国内における研究の自由、日本の自主性等について、長官も賛成してそれを主張していると言つておられる点については何ら確約を得ておられないのですか。国民の安心はあれだけではないですか。従つてそういう問題については、あなたはお入れになりたいたいとお考えでけつこうでございますが、もしそれが入らない場合には入らない場合で、あとの貸与協定または技術協定等によつて、それらの今おっしゃつた重要な問題がその中へ盛り込まれるようなことになりましたならば、名称は技術協定、貸

与協定等いずれでもありまして、内容は重要でございますから、従つて名目にとらわれず、当然国際間の権利義務を負い、また国内におきましては国民に対する権利義務を規定する新たな協定でございますから、当然国会に承認を求むべきものだとわれわれは信じております。従つて総理の御答弁も、あなたが先般の外務委員会でお答へになりましたことも、何ゆゑにこの協定を国会の承認を求めなければならぬかという理由は、名称、名目にとらわれずして内容にあるのだ、内容の重要性から当然だといふお考えであつたわけですから、従つてあなたのおっしゃるならばよろしゅうございませうが、盛られないで、トルコ協定のようなものになりまして、当然この細目協定もその重要な部分につきましては国会の承認を求むべきが私は当然だと思ふ。これは理の当然だと思ふので、長官の良識あるお考えからいきましても当然だと思ふのですが、その理由としてよろしゅうございませうか、重ねてお伺ひしたいと思います。

○高橋國務大臣 ただいまの榎積さんのお説、私は全く同感でございます。ただ現在どの程度に交渉しておるかというところにつきましては、外務省の当局から説明いたします。

○河崎政府委員 高橋大臣の命令によつてまして交渉の現状を簡単に御説明申し上げます。

先般閣議で交渉を早急に開始するといふことがござりまして以来、在米大使館ではその細目についての予備的の話し合ひを始めておりますが、本交渉は一兩日中に井口大使と先方のパター

ソン大使——これは原子力関係の国連関係の大使であります。パターンソン大使との間に正式の交渉が開始されるわけでございます。

○榎積委員 この問題は鳩山総理並びに良識ある高橋長官の御答弁からいきまして、理の当然だと思ふ——私は今申しましたお話ではまだ内容はわかりませんが、万が一トルコ協定のように具體的な内容の問題が全部本協定から漏れた場合は、あとの貸与協定または技術協定がわれわれの審議にかかれるべきものと信じていると思ひますが、もう一ぺんその点について長官の御所信を伺つておきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 協定の技術につきましては——本協定でどうするかするとはつきりお答えすることは私ではできません。しかしただいま申し上げました通りに、将来日本の原子力の研究に日本への原子力に対する独自の考えに障害を来さすというふうな問題がないようにいたしまして、協定を結びたいと思ひますから、そういうことがあるならば、第一、協定を結ばないという考えでおるわけでは、さういふ御承知を願ひたいと思ひます。

○園田政府委員 今の問題について大事なことでありますので、外務省としてもお答え申し上げます。本協定を国会にかけることは当然のことであり、実施取りきめは本協定の委任に基づいてそのウケ内で政府当局が取りきめるものでありますから、国会に報告はいたしますが、国会の承認を求めるとはいたしません。実施取りきめと国会にかける本協定とは——内容によつて重要なものは本協定に入れることは、

おつしやる通り当然のことであり、す。

○榎積委員 非常におかしいと思ふので、議員としての意見を尊重すべき立場にあると思ふ。単なる事務官僚の考へ方で物を判断すべき立場ではないと思ふのです。名前が条約であらうと、協定であらうと、内容によつて、重要なものは当然国会にかけて審議すべきものだと思ふのです。その考えについて、長官は御異存はございませんでしう。国際関係に新たな権利義務を設定するものであるから、国内においては国民に新たな権利義務を要求するものであるから、名目形式にとらわれず、これはすべて当然国会にかけるべき性質のものと思ふべきだと思ふのですが、その考えが誤りであるならば正していただきたい。長官と次官のお二人からもう一ぺん御答弁を願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 先ほど御答弁申し上げました通りに、新たな権利義務がこれにつけ加えられて、それがしかも日本の原子力の研究にじやまになるといふふうなことで、多少疑問になるような事項が入りますれば、これはすべて本協定の中に入れてしまいたい、こゝろ考へております。

○園田政府委員 今の榎積委員の御質問とわれわれの答弁との食い違ひはないと考へております。本協定と実施取りきめとの場合に分けて、実施取りきめの中に重要な本協定に入れるべきものをに入れて述べることがあつてはならぬとわれわれは思ひます。協定と実施取りきめとは、その性格の本質

から、一方は国会の承認を求むべきものであり、その国会の承認を求めた基本方針に従つて細部をきめるのが実施取りきめであり、それから、権利義務を生ずるようなそういう重要な問題は、本協定の中に入れて、皆様方の承認を受けることが、政府としての当然の責任でございますから、われわれの答弁と榎積委員の質問との食い違ひはないと考へております。

○榎積委員 トルコ協定に見られるものは、実は非常にばく然といたしたものであつたといふものになつております。従つて日本政府はあのようなものでなくて、もっと明確なものを幾条かに——条の数は多くありませんが、それをはつきりさせた本協定を結ぶ、さうでなければこれを結ばないというお考えであるとわれわれは理解いたしますが、そのように一つ努力していただきたいと思ふのです。

それからあと時間を委員長から御催促でございますから、高橋長官にこの際一括して二、三の点について簡単に結論的にお答えをいただきたいと思ふのです。

もし受け入れられた場合には一体これをどの管理にお置きになるつもりであるか。国営でおやりになるつもりなのか、あるいは大学の研究室にお移しになるつもりなのか、あるいはまた官民合同のよりなものでいくのか、あるいは完全な民間団体の所管にお移しになるつもりであるのか、それについて長官のお考えを伺つておきたいのでございます。これが一点でございます。

それから第二には、この前も私のお尋ねに對しまして、広く世界からこの日進月歩の技術と品物は受け入れた

い、従つてアメリカ一國に拘束される
よりの協定は結ばないつもりである
おつしやいました。特に平和利用につ
きましてはアメリカ必ずしも世界の最
高レベルではないのであつて、英国そ
の他においてもこの研究は行われてお
る。同時に今ロンドンにおきまして松
本大使がソ連との交渉に移つておるわ
けですが、この場合にも漁業である
か、あるいは経済並びに文化交流の問
題も提案される方針を政府は明らかに
されておられますから、その文化交流の
中においてソ連側のウラニウムの受け
入れについてお話し合いをされるつも
りはないかどうか。イギリスについて
も同様でございます。逆に引つ返して
いへば、イギリスまたはソ連からアメ
リカの条件より有利な条件におい
て日本に貸手の申し出があつた場合に
は、これをお受けになる用意があるか
どうか、その点をお尋ねしたい。これ
が第二点でございます。

最後にもう一点、一緒にお尋ねして
おきますのは、今まで政府の御用を勤
めておつて、この問題に対して熱心
にやつておる唯一の學者といわれた藤
岡博士、原子力調査会の委員でもあり
ますし、學術會議の小委員長でもあり
ますが、この方が先般の本委員会に参考
人としてお見えになりました、総合的
に見て八月にジュネーブにおきまして
原子力問題に対しまする国際會議が行
われる。そこでアメリカのみならず、
ソ連、イギリスの発表もある。統いて
ここにおいて各種の展示会もある。で
すからこれを見た上で日本の方針を決
定しても決しておそくはない。その方
がより正しい受け入れ方であると思ふ
という証言をなさいました。藤岡博士

にしてかくのごときでございますか
ら、他の権威ある日本の物理學者全部
それ以上でございます。従つて今度の
交渉に當りまして、今指摘されてお
りますように九条等も問題になつてお
りますので、すべて総合的な判断の上
で——アメリカに対して拒絶するとい
うようなかたくななことは申しませ
んが、少くとも八月以後国際情勢や各
國の態度あるいは研究を見た上で、政府
の問題に対して取つ組む。今の長官
の御所信によれば、日本の自主的な計
画も秋までには大体御方針が御決定に
なるようですから、時期としてもそれ
からおそくはない。スタート・ライ
ンをそこにお引きになるつもりはない
かどうか。これはわれわれとしても國
のため切に希望するわけですが、あ
りおとられにならないで、特に良心
的な長官は將來のことを考へて、そ
ういふ再検討をされるだけの余裕は
お持ちにならないかどうか、この三
点について一併してお答えをいた
さなければならぬと思ふ。

○高橋國務大臣 お答え申し上げま
す。第一の受け入れ態勢の問題でござ
います。これはたゞいま原子力利用調
査会において研究しておりますが、大
体の私の方針といたしますれば、先
ほど申し上げました通り、これはと
かく政府が相当金を出さなければペ
イしない仕事でございますから、民間
に任せたいと思ふ。民間にまかせ
るに相違ない。民間にまかせたい
がこれに相当発言権を持つてい
うことにはなれば將來悔いを残し
ますから、やつぱり政府が金を出
してやつて民間にも幾らか出資さ
せる、そ

（半官半民ですねと呼ぶ者あり）そ
ういふような考えであります。しか
しこれはどういふふうな結論になり
ますか、既設の理化学研究所もあ
るいは電源開発会社の機構を変
えまして、あるいは政府の出資でも
ありますから、ああいうものにつ
いてまた法律を變へるとか
いふふうなことも考えられるし、
あの手この手を考へてお
りますが、これもなるべく早くき
めたいと思つております。根本
の原則は、金がかかるのだから、
できるだけ政府はのめんどろ
を見なければならぬ、しか
し政府だけやるべきものでな
く、民間も入り得るという体制
を作つていきたい、こ
ういふ所存でございます。

それから第二のイギリス及びソ連の
問題でございますが、現在御承知の
ごとく濃縮ウランを作つてお
ります國はアメリカのほかには
イギリスとソ連だけだと思つて
おります。この方面から有利な
申し出があればいつでもこれは
受け入れられるようにしてい
きたい。従つて、アメリカから
かりに轉られるというこ
とがないようにいたしてござ
います。

の研究所としては非常におもしろい
有方の研究としましては非常に
なもので私も思つて、その成り
行きを興味というよりも非常に
重要視しておるわけござ
います。これを待つて、そ
うして今の濃縮ウランを受け
入れるかどうかという御質問
でございます。濃縮ウランを受け
入れることは今申しました通り
に、これは今申しました通り
に、現在これを供給する國は
アメリカのほかにはソ連とイ
ギリスだけなんです。い
つでも得られるという体制
ならば一日でも早く得た
方が研究するのに益だか
ら、これを得た方がい
いじゃないか、これは困
る、こ

○榎原委員長 委員長から高橋國務大
臣に將來の誤解を避けるために一言お
尋ねしておきます。
アメリカと今度の協定ができたとし
まして、その場合にそれと同一ある
いはそれ以上のウランの申し込
みがあれば受け入れるというお
話でございますが、ソ連とは
まだ國交が調整されてお
りません。それゆゑに今のソ連
に對することは、ソ連との國交
がノーマライズされた後にも
しそういうことがあればと
了解しておきたいと思
います。いかがですか。
「問題ないじゃないか」と呼
び、その他発言する者あり」
○榎原委員長 問題でありませ
ん。委員長としては明瞭にして
おかなければ、いつでもそ
ういふことが問題にな
つて、ただ質問に時間をお
それがあるから、委員長とし
てこの意見を述べたお
くことはちつとも差
しつかえありません。

○高橋國務大臣 ただいま委員長の
おつしやつた通りに、國交關係が結
ばれていなければやれ
たつてございませ
んから、委員長の
おつしやる通り
であります。
○榎原委員長 委員長はさ
ようにものを
をはつきりいた
しておきます
れば、いつでも
再三、再四質問
があつて困
ります。そして
榎原君はずい
ぶん、人の三
倍以上の時間
を使つてお
りますから、
あなた御承
知の通り、
高橋長官の
時間もあ
りますから
次の質問を
許します。並
木芳雄君。
○並木委員 今度の協定第二
条を見ま
すと、貸手
という言葉
を使つてお
ります。……
○榎原委員長 並木君、ち
よつと待
て。未
条約だつて
船の注文を
とつてい
るじゃない
か。石炭買
入と同じ
なら、ソ連
から船の注
文をなせ
とつてお
るのです
か。通商代
表部を日
本に置いて
、それで
すででも
注文をと
つてい
るじゃない
か。貿易を
やつてお
るじゃない
の。

○榎原委員長 委員長はさ
ようにものを
をはつきりいた
しておきます
れば、いつでも
再三、再四質問
があつて困
ります。そして
榎原君はずい
ぶん、人の三
倍以上の時間
を使つてお
りますから、
あなた御承
知の通り、
高橋長官の
時間もあ
りますから
次の質問を
許します。並
木芳雄君。
○並木委員 今度の協定第二
条を見ま
すと、貸手
という言葉
を使つてお
ります。……
○榎原委員長 並木君、ち
よつと待
て。未
条約だつて
船の注文を
とつてい
るじゃない
か。石炭買
入と同じ
なら、ソ連
から船の注
文をなせ
とつてお
るのです
か。通商代
表部を日
本に置いて
、それで
すででも
注文をと
つてい
るじゃない
か。貿易を
やつてお
るじゃない
の。

○植原委員長 貿易をやっておつても、今の濃縮ウランに対する政府の答弁はさうだつた了解していいかと委員長が質問しておくと差しつかえはありません。

「委員会の意思ではありません」と呼ぶ者あり

○植原委員長 念のために委員長がそういうことを質問しておくのは委員長としてあることです。

○榎積委員 ソ連と未条約状態であっても現に代表部を置いて船の注文をとっているじゃないの。その場合石炭を買ふと同じだと言っている……。

○植原委員長 議論は別としてあなた質問に対して外務政務次官が答弁があればそれは許します。今委員長がいろいろの問題のために意見を述べて質問しておくのは委員長がなし得ることです。

○榎積委員 それは私の質問とは違ふ。私の質問の趣旨はそうではありません。私から、はっきりしておいて下さい。

○植原委員長 ちよつと待つて下さい。

○岡田政府委員 ありません。

○岡田委員「委員としてやって下さいよ、それは委員会を代表するのじゃないか」と呼び、その他発言する者多し

○榎積委員 その前に委員長、議事進行ですが……。

○植原委員長 その前にと言いますが、この問題は関連しているのです。

○榎積委員 いや、関連じゃない。私が高橋長官にお尋ねしたのは、何も国交回復したならということをお尋ねしてお尋ねしたのではない。そういう趣旨をあなたが曲げて、委員会を代表して、委員長の発言として、国交回復後の発言だということに歪曲されるというこ

とは、これはあなたの越権でございませぬから、長官に対してそのことをもう一ぺん説明しておく必要がある。

○植原委員長 委員長はいつでも随時すべての問題を明らかにするために質問することが出来ます。

○植原委員長 岡田君ちよつと静かにして——岡田君静かにしてください。高橋國務大臣に申し上げます。今の私の発言は、委員としての発言だと御了承願つておきます。

○榎積委員 それなら長官にちよつと申し上げておきたい。

○植原委員長 あなたの発言は……。

○榎積委員 あなたが発言したからこの問題が起きたのです。私は発言を打ち切ろうとしたのに対して、あなたがそりいった誤解を招くような発言をされたから問題が起きたのです。

○植原委員長 あなたは質問じゃないのですか。

○榎積委員 質問じゃありません。だから発言してください。議事進行についての発言です。委員長並びに高橋長官に申し上げておきますが、今委員長からおっしゃいました要旨は、私の要旨とは全然趣旨を異にしておりませぬから、私の質問に対する御答弁として、そういう理解でお受け取りにならないようにお願いしたいのです。現にあなたがおっしゃったように、ウラニウムを買ふことは石炭を買ふよりな

のだとするならば、ソ連と未条約国の関係にありましても、現に通商代表部を日本国内に置いて、そうして船その他の注文をして貿易をやっておるのです。従つて未条約国の間においてはそういうものの取引はできないというよりな断定、独断いたしました間違つた意見は、これは別問題であつて、当然あなたの良識からいけば、特に貿易を伸ばしたいという産業者の代表であるあなたの意見からいえば、平和条約締結問題とは別個の問題として、当然この問題は取り扱うべきだと私は思ふのです。そういう趣旨でございませぬから、あなたの答弁もさうに理解いたします。

○高橋國務大臣 私が濃縮ウランを買入れることは石炭と同様と申しましたことは、これの利用の方から申したわけでありまして、取引をするということになりますれば、ウランの取引は政府間の協定が必要だということになれば、政府と政府との間にまだ国交条約ができていないときに政府間の協定ができたかたらやむを得ません。

○榎積委員 そんなことはありませぬ。条約の前に鳩山さんは中国との間において貿易協定ができたというこ

をここで言明しておられます。この間できてきた貿易協定はさううたつてある。講和条約前において政府間において貿易協定ができるものだという事は、鳩山総理がちゃんこの委員会において言明しておられます。ですからあな

たの政治解釈は別だが、法律解釈として、委員長とあなたの解釈は全然間違つております。未条約国の間においても政府間において協定が当然できるべき性質のものであつて、やっておるところが現にある。また鳩山さんは中国との間においては、場合によつたら講和条約前に貿易協定を結んでもいいということをおの委員会が言明しておられます。そんなあなた間違つた法律解釈で断定されては困る。ですから重ねてその点は確認しておきたいと思ひます。

○下田政府委員 ソ連から濃縮ウランを貸与されるということになりました場合におきましては、私どももいたしましては、政府間の協定なしに貸与するということよりなことはどうも想像できません。トルコとアメリカの間の協定でも、ごらんのように貸与を受けたウランをアメリカの承諾なしに他に譲渡してはいかぬという規定がございませぬ。でございませぬから、少くともソ連といたしましては、ソ連から受けたウラニウムをアメリカに譲渡するといふやうなことはソ連が言はずがなないのでございませぬ。でございませぬから、どうしても現実のウラニウムの希少価値にかんがみまして、そういうものを貸与するという場合には、どうしてもしろに政府間の協定を必ず必要とするといふことになるのじゃないかと思ひます。でございませぬから、政府間の協定を結ぶといふことになりませぬ、現在の日ソ間ではまだその段階にございませぬので、やはり高橋長官のおっしゃいますように、これは国交調整後のことに事実上は相なるかと思ひます。

○植原委員長 並木芳雄君。

○並木委員 トルコとの協定の第二条を見ますと、「ウラニウムを貸与する」という文字が使つてあります。日本の場合には貸与は無償ですか有償ですか。もう今日の段階までには判明したはずでありますか……。

○河崎政府委員 無償か有償か、今度の交渉で、はっきり先方の意向を確かめつつあるわけでありませぬ。

○並木委員 まだわからないのですか。

○河崎政府委員 まだわからないのです。

○並木委員 トルコの場合はどうだったのですか。

○河崎政府委員 トルコの場合も正式発表はありません。ですからわかりませぬ。

○並木委員 そんなことはすぐわかるはずなんですけれども、それがわからないのですか。

○植原委員長 静粛に願ひます。

○並木委員 私は民主党でありますけれども、この問題が起つたときに、ごく二、三人しか知らないのです。われわれ知らないのに反対もできないし賛成もできない。だからそういう専門の人におまかせしなければ仕方がないという見地での前聞いたのであります。ところが藤岡博士のように、われわれの信頼した人が、あとからこの協定を見て、こりうひもがついてくるのじゃ大へんだというので、不明をわびておる場面が出てきた。それじゃ大へんだというので、われわれもこの問題をやはり検討し直す必要があるという点から聞いておるわけなのです。

○高橋國務大臣 この問題は先ほどお答え申し上げましたごとく、幾らで借りるか、借りるなら幾ら払うか、これは本協定の中に入れておきたいのだと存じまして、今せつかく検討中でございます。向うと交渉中であります。

○並木委員 これはまだ党とかんたかの問題まで来ていないのです。この問題は党の中でも知らない人が多いのだから聞いておるのです。そのトルコとの協定の第二条には、同じく数量について規定がございます。数量はどうかというふうには交渉してあります。トルコの場合には、いかなる場合にもU-235五を最大限二十パーセントまで濃縮したウラニウムの中に含まれるU-235五が六キログラムをこえないものとする。こういふことになつておりますが、日本の場合でも同じですか。それからこれは将来六キログラムをこえる場合もあり得るといふのが、その協定の中に織り込まれますか。

○高橋國務大臣 数量等につきましても目下交渉中でありまして、これを余計持つてくるかどうか、向うの都合もあり、またこつちの都合もありますから、まだ数量はきめておりません。交渉中であります。

○並木委員 十年という期間はすいぶん長い期間ですけれども、その十年の期間に六キログラムをいじくつておるのですか。(笑)その辺は私はしろうとだから聞かぬ、わからぬんですよ。ですから十年間と数量との関係はどういうふうになつておるのですか。

○高橋國務大臣 協定の期間は、トルコとの間は十年という協定期間になつておりますが、これは私は少し長いと

思ひまして、五年ぐらいでやろうじやないか、こういふふうに向うに言うてやつておられます。それで五年間六キログラムでがままするのか、こういふこととでございますが、それは協定の後にまた数量を増すなり、あるいは初めから都合によつてはその数量を減すなり、それはできると思ひますが、数量の問題は今申し上げました通りはまだ決定しておりません、交渉中でございます。

○並木委員 数量は将来六キログラムをこえて受け入れるということはやはりあり得る、こういふふうには了解してよろしいわけですね。

○高橋國務大臣 必要があれば、協定ができれば数量を増し得るものと考えております。

○並木委員 第六条のところに「ウラニウムを保管することを保証するために必要な保全措置」という言葉が使つてあります。この保全措置といふのはどういふふうには日本の政府では了解しておりますか。いかなる保全措置をや

○高橋國務大臣 二つの意味があると存じます。一つは万一間違つて被害を与えては困る、そういう保全と、それから盗難とかはかへ持つていかれるとか、そういうような意味と、二つあると思ひます。

○並木委員 それから年次報告を提出すること、また随時日本において使用されている原子炉の運転状態を觀察することを許してやらなければいけません、これはアメリカから觀察に来るのだらうと思ひます。それはどういふ資格で日本に觀察に来るのですか。その身分の扱ひ、あるいは人数、そ

の他、技術顧問といふようなふうにし

て受け入れるのか、その点はいかがでありますか。

○高橋國務大臣 その点はまだ判明いたしておりません。

○並木委員 判明してないといふのが多いようです。次に一番の問題の第九条であります。先ほど長官は、あくまでも自主性を持つてやりたいといふことを述べられておりました。それならけつこうですけれども、この九条と同じような協定文を承認いたしますと、せつかく長官が自主性を持とうと思つても持つことができません。それは何となれば「動力発生用原子炉の設計、建設及び操作にまで及ぶより一層の協力を考慮させるものである」といふことを希望し、かつ、期待するものである。という前段を受けて、したがつて、両当事国は、トルコにおいて原子力から動力を生産することに關して協力するためさらに協定する可能性について相互に隨時協議する。」と書いてあります。ですから日本が今受け入れる一番の目的はこれを發電用利用するといふ点にある以上、これが動力発生用の原子炉として設計される場合には、当然兩國間でさらに協定をしていかなければならないわけですね。これは別個の協定であり將來の協定であると思ひます。これが長官が自主性を持つていききたいところ、で言明されても、そのときにこれで自主性が失われてくる。その点、はつきり答弁できますか。私はこれが一番急所だと思ひます。

○高橋國務大臣 現在アメリカから受け入れんとする濃縮ウラニウムは、こ

れは動力用に使わないのであります。そのほかの試験用に使うのであります。

○並木委員 今度受け入れる濃縮ウラニウムは動力用に使わなくとも、受け入れる目的は将来日本において發電その他の動力にこれを利用しようといふのです。利用する場合に、それじゃ日本は全然アメリカと手を切つて独自の立場でやるのですか。依然アメリカとの關係を継続してやつていくのだつたらば、この協定によつてさらに協定をしていかなければできないわけなん

○高橋國務大臣 それは先ほど總務課の御質問にお答え申しました通り、濃縮ウランを受け入れるに、これは今動力用に使わないのでありますから、動力用の問題について今この濃縮ウランを受け入れるためにアメリカからせよ協力をせなければならぬといふようなオブリゲーションがあつちや困ります。それは除きます。従いまして將來動力用にウラニウムを使うときに、日本側として必要であるというならば、アメリカ側の協力を得ることが必要であるというのなら、これは別途に協定したいと思ひます。

○並木委員 そのところがまだどうも理解しにくいのですが、どつちです。それでは將來になつてアメリカの協力を得るといふことになれば、やはり長官それは当然これに抵触してきます。それともこれは今度の交渉で削除しますか。とりあえずこの後段の將來さらに協定するといふところを削除してしまひますか。しまひなれば私もは了解します。しまひないでこの原文と同じものを今度織り込むのだつたら、これはいつまでたつても並行線

で、アメリカと濃縮ウランの協力を保つ以上は明らかにひもがついてくる。だからこそ藤岡さんも前言を取り消して、不明をわびておるわけですね。これに対する長官のはつきりした答弁を願ひたいと思ひます。

○高橋國務大臣 先ほど申し上げました通り、原子力を動力用に使うといふことについては、ほかの方の国からの協力を得られないといふふうな条件がつくようならば、これは当然削除すべきものと存じます。

○並木委員 長官ちよつと半分新しい答弁が出てきましたけれども、もしほかの国から動力用になるころのウラニウムが輸入できるならば差しつかえないといふことの前提に立つての答弁のようですが、そうすると、長官はもしアメリカがどうしてもひもをつけるというならば、アメリカとの關係は断つて、今度はほかの国からひもつきでないウラニウムを輸入する、そこまでお考えになつておるのですか、今までの答弁ではどういふふうには考えられませんが……

○高橋國務大臣 先ほどから何べんも申しました通りに、いろいろなひもがつく、いろいろな条件がつく、日本の研究なり、アメリカ以外の対外的の折衝なり、対外的の協力が非常な差しつかえがあるといふならば、これは拒絶したいと思つておられます。

○並木委員 それならばちよつと別個の問題のようにもとれるのです。つまり外国からの受け入れ、あるいはまた外国との關係といふことになりまして、私が聞いておるのには、アメリカとの關係において動力そのものを日本で

発展せしむることが今度の輸入の主眼ではないですか。ですからこそわれわれも賛成の立場をとってきたわけですが、動力に発展する場合にはこの九条がひっかかってきますから、九条をそのまま引用すれば当然ここでひもがついてくる、これを心配しているのです。それで長官もさつきいろいろの角度から見てひもがつかなければこれを削除したいというように答弁されましたけれども、削除する理由の最大なものは、私が唱えている理由と長官が考えている理由と違うわけです。私は当然交渉の初めから削除してやらなければならないけれども、アメリカの濃縮ウランを基礎にして日本ではこれを発電にまで発展せしむる、そこに初めて利用価値があるのだ、これがあつてはひもがつくから困るのだという交渉をおやりになつて下さい、初めから削除を向うへ申し出て下さい、こういう要望を今しているわけです。ですからその通りやっていただけませんか。

○高橋國務大臣 これは何もアメリカが独占的に濃縮ウランを供給するといふのではありません。従いまして、私は供給してやるのだから一つのおファーである、こう考えておりました、今話を進めているようなわけでありませんが、それにいろいろな条件がつくといふようなことなら、オファーをお断りすればいいわけでありませう。今持つて参ります濃縮ウランといふものは発電用に使ふことではなく、ほかの研究用に使ふたい、こういうわけでございます。それを持つてくるときに発電用の問題とか、そういうことについて将来アメリカからいろいろとひもを付けられるならば、それはお

断りしたい、こういうことだと思つて、これは私ははつきりしていると思つておられます。

○並木委員 最後に私お尋ねいたしました、長官の基本的な考え方を御尋ねしたいのです。実は濃縮ウランの問題が起つたときに、非常な秘密が伴うだろうといふことを私どもは考へておつたわけでありませう。というのは、アメリカの一九五四年の原子力法を見ますと、百二十三条ですか、しきりに国防省が云々とか防衛上の問題とかさういふ險しい表現が使つてありまして、明らかにこの原子力法を作るときに立法者の頭の中には、例の原子爆弾とか水素爆弾とか、さういふ兵器を前提としての原子力の取扱ひといふことがあつたに違ひないと思つて、ところが長足の進歩で今日は半年あるいは一年足らずにしてすでにこの原子力は神秘的な兵器用の段階から脱皮して、平和のために使われる商品的な姿になつてきたのではないかと思つておられます。先ほど石炭のようなものと云つたけれども、私もほんとうにさう考へるのです。確かに私は幾年かたつて振り返つてみるときに、ちよつとどかつてラジオができたときにわれわれは目を驚かした、それがまた十年足らずして今度はテレビができ、これに耳目を驚かしている今こそわれわれはこれに飛びつては過去の物語りになつてくる、非常なスピード時代に入つていくのではないかと思ふ。なぜ私がこのことを長官にお尋ねするのかといふと、ですから今度の問題もあまり飛びつかずに、得たりや応、これで日本の産業革命が

できるのだというよりな一つの理想に走つてしまわないで、むしろじっくりと売手と買手の立場のどつちにあるだろうかといふことを、長官も経済界の御出身ですから頭に置いていただきたい。むしろ今は売手のマーケットではなくて、買手のマーケットに転換してきているのではないかと、ですから政府は盛んにアメリカ側をバック・アップしてありますけれども、それはむしろもつたいをつけるべきである。もはや秘密は打つた、飛躍しているような原子力でも、私は秘密のないような原子力もありませんけれども、さういふふうにもつと強力的な兵器ができるかもしれない、さういふ秘密のある原子力こそさうとびたいと思つておられます。秘密もなくなつた、長官の言葉をかりに言へば、やがては石炭のようになるであらうといふこの商品に対して、それほどうつつを抜かず価値はないのではないかと、だからここで半年や一年おくれでもじっくりと一なまけろといふ意味ではありませぬ。慎重にこの問題を討議して結論を出されたい。われわれが前にそれがよからうといふ賛意を表したのは、政府の第三回原子力利用準備調査会の議決の中に、十分の条件を仮想して政府としてその条件が合ふならば受け入れよう、さういふ申し合せをしておりましたから、それならよからうといふ意味で賛意を表したのであります。その後のいろいろな検討の結果は必ずしもわれわれの考へていることと同じではない。今検討されましたようにひもがつくといふことが一つ、それからすでに商品価値としても時と

ともに下落していく傾向にある。従つてこれは買手のマーケットになる。むしろ方々の国でオプションをさして、日本が一番いいところを採用するといふオプションを持つておられる、それくらい立場でいっての方が交渉も有利にいくのではないと思つておられます。従つて私は社会党の方から出ておられます八月二十日まで待てといふ、さういふ形式論にとらわれるのではありませんが、あるいはアメリカの議会がやがて終つてしまふからそれに急いで間に合せなければならぬといふので、疑問を残しつつこの協定を締結することは危ないと思つて、さういふ点について長官の根本的な考え、今後の取扱ひについて質問しておきたいと思つておられます。

○高橋國務大臣 濃縮ウランを受けますのにはやはり一つのひもがついておられます。これはさういふひもかといふと、軍用に使はなないといふひもがついておられます。これは当然だと思つておられます。私どもは軍用に使うといふ意味で持つてきておられませんから、それでそのほかに機密といふことがありませぬ。私は現在の状態においては機密といふものはないようにせなければならぬ、さういふ考えでございまして、それではなぜ濃縮ウランを買つかつと申しませうと、それを日本で作ろうといつたら莫大な金がかかる。これはとてもできない。できておるものを買えば比較的安く買えてそれが試験用に使へる、さういふことでとることになつておられます。根本的にはさうなつておられます。ただいま御質問のように、できるだけ慎重にやらねばならぬ。将来において、濃縮ウランなり、あるいはそのほか原子力の原料といふものは何でも

くれるといふことになると、バイヤー・マーケット、買手のマーケットになるので、さういふことも十分考慮して慎重にやつていく考へておられます。から、さういふ御了承願ひます。

○福田(篤)委員 今の大事な外交問題としては、ソ連に対しては日ソ交渉、アメリカに対しては論ぜられてる濃縮ウランの問題があるわけですが、いろいろ委員会を通じて各委員の方々と政府との話し合ひを聞きまして今さらながら驚いておられることは、基礎としておられる手と政府側の考え、あるいは意向が徹底をしていない、きわめて不満足な態度である。そこで私は具体的な問題をとり上げて具体的な御返事をいただきたいのでありますが、まず第一に予備交渉は一体いつころから始めて、予備交渉でどういふことを決定しておるか、内容を具体的にお聞かせ願ひたい。

○河崎政府委員 お答えいたします。予備交渉は、閣議で早急に本件の交渉を開始することにきまつて、これは五月二十八日以後におきまして行なつておるのでございます。予備交渉におきましては、主としてスタンダード・アグリメント、先方の同意しておりますどの国とも大体さういふひな形であるのだといふ協定文があるものであります。トルコの協定がさうであります。それについてのいろいろの疑義、細目の点について、先方の意向なり説明を聴取いたしております。

○福田(篤)委員 先方からひな形についての説明を聞いたのであります。が、こちらから何か聞いたことはありませんか。

○河崎政府委員 こちらからまた具体的に聞いておられません。

○福田(篤)委員 先ほど長官の御答弁によりまして、この話は慎重にやるから、あるいは間に合わないかもしれないという御答弁でありましたが、そうなること、アメリカの国会の期間の都合上、おそらく本年度は間に合わないと思っておりますが、政府はそういうことを考えておられますか。

○高橋國務大臣 アメリカの国会は大體七月の中ごろまでいくだろうと思っておりますが、私はあまり急いでやりそこなうという方針をとっておりますから、あるいはそれに間に合わないかもしれませんが、無理に急いで間違つたことをやめて困る。と、これはなまけておたらやうとおつても困るというところから、これはできるだけ早くやらなければならぬといつて鞭撻をして勉強はいたしておるわけでありませう。

○福田(篤)委員 今の御答弁を聞きまして、政府には、これからの日本の産業の発達にとつて、原子力のエネルギーがいかに必要であるか、また今の客観的な日本の経済状態から、どうして早く話がつかないか、アメリカからならぬならば、われわれも積極的な意欲が少しもわがわがないのであります。なぜなら、われわれもひもつきはもとより反対であつて、これについては各委員は各党の立場から慎重に検討いたしますが、今の政府の御答弁によりまして、アメリカに対しては神経質過ぎるし、ソ連に対してはむしろ無神経過ぎる。そこでこの問題についてはもう一度伺いますが、あなたはこの交渉は本年度に間に合はなくてもかまわないという考えを持っておられるか、お伺いいたしたいと思います。

○高橋國務大臣 お答え申し上げます。決して等閑に付しておるわけではありませぬ。こういふものを早く利用するといふことは日本のために必要であると思つて存じて、これは極力一生懸命やりたいと思つて存じます。しかしながら、それがために将来を誤るということになるに困りますから、その研究だけは十分慎重にやうて、そしてこれを早く進めるように、それだけの努力、熱意を持ってやうております。

○河崎政府委員 まことにどうもいわゆる鳩山内閣の性格そのままを現わしておると思つて存じます。きのうの河崎さんの記者会見の発表談については、いわゆるひな形のアメリカとトルコとの協定について言及されて、トルコと日本とは当然おのずから条件が違ふからと、トルコの協定についてどういふことが違ふのか、具体的に政府の見解を伺ひます。

○河崎政府委員 日本はトルコとトルコは、われわれの得ております情報によりますと、日本よりはるかにおくれておるようでございます。ところが日本ではおいておるといふものが、原子力の平和利用の問題では相当に進歩しておる面もあるのではないかと、その点では日本とトルコとは非常に異なつておると思つて存じます。

○福田(篤)委員 トルコよりも日本がはるかによいといふことは子供でも知つておりますが、これから大事な本交渉が始まるのでありますから、トルコと日本とはどういふ点が違ふから、この交渉に当つてもおのずから日本の条件に当つてはこういふ点が違ふだろうといふことを、はつきり具体的にお答え願ひたいと思つて存じます。

○河崎政府委員 トルコとの協定は、先ほど御説明いたしましたように、スタンダード・アグリメントで、先方はこれをひな形にしておるわけでありませぬ。それを十分検討いたしまして交渉をやる予定であります。

○福田(篤)委員 どうも相変らず抽象的で、きわめて不満足な回答であります。けさ新聞紙上であなたの談話の出でるところでは、九条の点と有効期間を五年とすべしといふこの二点を、はつきりとあげられております。これは政府のあなたの方針であるのかどうか、もう一度確認しておきたいと思ひます。

○河崎政府委員 新聞の報道が必ずしも私の言つた通りかどうか、まだ調べておりませんが、ただ先ほど高橋長官も申されましたように、今度の協定は、さしあつては小型実験炉用のものを、さしあつては小型実験炉用のものを、それを中心として九条の問題は、なんかを慎重に検討しておるわけでありませぬ。

○福田(篤)委員 先ほどの委員長の御質問に対して、ソ連から将来安ければ買つてもよいといふ長官の御答弁がありました。これは大事な問題です。現内閣の方針は、国交調整をなすべくとも経済的には貿易協定をなし得るといふ見解を発表されたが、高橋長官はこの点はどうですか。国交調整をしなければソ連とは

絶対に対話をしないといふ考えであるから、さらにもう一つは、一キロ当り国際価格でどのくらいの見当で判断されておるのか。

○高橋國務大臣 私の存じております商品の価値から申しますと、私は濃縮ウランニウムも石炭と同じだと思つて存じます。しかしながら、この濃縮ウラニウムの取引については、政府と政府との間の協定が必要だといふなら、現在中共とわれわれがやっております民間協定といふささか話が進むように存じます。そういう意味におきまして、これははつきりわかりませんが、やはり国交調整ができなければ政府と政府との協定はむすかしからうと思ひます。従つてそれができなければこれを受け入れはむすかしいであらうと思ひます。

○福田(篤)委員 最近伝えられるところによると、政府は今度M.S.A.に關連する秘密保護の拡張の改正案を考へておられるようですが、いわゆる原子力法との關係から見ても、今度政府が提案される秘密保護法の改正は直接關係がない私どもは考へております。将来の含み私どもは考へておられます。将来の含みの何らかの含みがございますか。

○高橋國務大臣 現在の段階におきまして、原子力に關する限りは秘密といふことは置かないつもりであります。

○植原委員長 岡田春夫君。先ほどの委員長の御質問を、昨日も記者団を見に行つたが、あなたは、濃縮ウランの受け入れは自分としては研究用の石炭を買う程度の問題だと考へておられる。先ほどからも再三濃縮ウランを買うのだ、こゝろがお話ですが、あなた買つたのですか。

○高橋國務大臣 先ほど申しました通り、私は濃縮ウランといふものは利用価値、商品価値から言へば石炭と同じものだ、こう言つておられますが、これをかうして買つても借りにしても、石炭だつて借りることもあります。そういうわけでありませぬから、これをかうして買つて借りる問題については、有利だつたら借りた方がいいと思ひます。

「總務委員」これはあとのために売らないんだ(と呼ぶ)

○岡田委員 これは今總務委員の言われた通りに売らないのですよ。あなたも原子力法を御存じないので、アメリカの天然ウラニウムを売るので、そのかわり天然ウラニウムを売るので、そのかわり天然ウラニウムを売るので、それは双務協定を必要としなないので、これは借りる場合にこそ初めて双務協定が必要になつてくるのです。そこでこの前もあなたは予算委員会でも再三答弁をされておられますが、濃縮ウラニウムの内容、価格については秘密であるといふ意味のことも言つておられるが、濃縮ウラニウムそれ自体がこれは秘密なんです。秘密であるからこゝろは売らないのです。すでにこの

か、借りるのですか。この点がはつきりしなければいけないと思つて、外務省で今日交渉をされておられるのは、買つていふ交渉はやつていないはずなんです。借りるといふ交渉をやつておられるはずなんです。あなたはさつきから買つておつたから、あなたにはさつきから買つておられるつもりでも、外務省では借りる交渉をやつておられるのです。あなたはどちらの方をお考へになつていられますか、まずこの点から伺ひたい。

○高橋國務大臣 先ほど申しました通り、私は濃縮ウラニウムといふものは利用価値、商品価値から言へば石炭と同じものだ、こう言つておられますが、これをかうして買つても借りにしても、石炭だつて借りることもあります。そういうわけでありませぬから、これをかうして買つて借りる問題については、有利だつたら借りた方がいいと思ひます。

○岡田委員 これは今總務委員の言われた通りに売らないのですよ。あなたも原子力法を御存じないので、アメリカの天然ウラニウムを売るので、そのかわり天然ウラニウムを売るので、それは双務協定を必要としなないので、これは借りる場合にこそ初めて双務協定が必要になつてくるのです。そこでこの前もあなたは予算委員会でも再三答弁をされておられますが、濃縮ウラニウムの内容、価格については秘密であるといふ意味のことも言つておられるが、濃縮ウラニウムそれ自体がこれは秘密なんです。秘密であるからこゝろは売らないのです。すでにこの

濃縮ウラニウムをそれ自体に秘密があるから、この協定を結ぶ限りについて必ず秘密というものはつきものになるのです。但しこれを買うとあなたがおっしゃるならば、これは秘密はなくなるでしょう。借りるというならば当然これは秘密のひもがついてくるのです。こういう点をまづはつきりしておいていただかなければ、たとえ第九条の条件を受けて拘束されるのだというよりな点だけに、あなたはお話を集中されるとするならば大きな誤まりを犯すと思ひます。今後日本の将来のためにあなた自身はこの点はその御意見をとお考えにならなければならぬと思ふ。そういう点をまづあなたの御意見として聞きたい。秘密になつて濃縮ウラニウムを受け入れる協定である。その限りについてその点のひもがつくのである。軍事的な目的のために使われないというひもだけではない、ほかにたくさんひもがあるのです。たとえアメリカ・トルコ協定をこらんなさい。六条のA、B、Cをこらんなさい。この中には濃縮ウラニウムを日本の国が使つた場合において、その使つた残りと、そして使つたことによつて出てくる灰というものは日本人がさわつちやいけないと書いてある。これは秘密じゃありませんか。これは秘密じゃありませんか。そしてこれについては、あるいはその他の原子炉の内容、構造についてもこれはいらつちやいけないと書いてある。秘密じゃありませんか。ひもじゃありませんか。これをひもでないとなぜおっしゃるのです。どういう根拠があつて、ひもでないとおっしゃるのか、その点をまづお聞かせを願ひたい。

○高橋國務大臣 たいま御指摘の秘密ということばは、これは技術上の問題でありまして、商賣的の、商賣的の秘密であると存じます。従いまして私どもはこれを借りますという上においては、これはその条件として受け入れなければならぬと存じておりますが、これがあつたために日本の研究を阻止されるということには相ならぬと存じます。

○岡田委員 すでに学界の権威ある諸君が、灰をいじつてはいけません。ことにすると、これを使つてみても、その面に対する研究といふものは大きな期待ができないといふことを、この間こゝへ参考人として出てきておる間にすでになつておる。私も自然科学のことはあまり詳しくはわからないが、あなたもあまり御存じないのでないかと思ふ。どつちかかと思ふので、私が知つておるのではないかとおもうのだが、そんな点はあるまいでしよう。しかしそれよりもこれは単なる商品上の秘密ではありませんよ。灰を処分してはいけません。灰にさわつちやいけないというのは、商品の扱ひの秘密ではあります。これは明らかにかひもありません。密です。こういう点も明確にや

か、その点をまづお聞かせを願ひたい。○高橋國務大臣 たいま御指摘の秘密ということばは、これは技術上の問題でありまして、商賣的の、商賣的の秘密であると存じます。従いまして私どもはこれを借りますという上においては、これはその条件として受け入れなければならぬと存じておりますが、これがあつたために日本の研究を阻止されるということには相ならぬと存じます。

○岡田委員 すでに学界の権威ある諸君が、灰をいじつてはいけません。ことにすると、これを使つてみても、その面に対する研究といふものは大きな期待ができないといふことを、この間こゝへ参考人として出てきておる間にすでになつておる。私も自然科学のことはあまり詳しくはわからないが、あなたもあまり御存じないのでないかと思ふ。どつちかかと思ふので、私が知つておるのではないかとおもうのだが、そんな点はあるまいでしよう。しかしそれよりもこれは単なる商品上の秘密ではありませんよ。灰を処分してはいけません。灰にさわつちやいけないというのは、商品の扱ひの秘密ではあります。これは明らかにかひもありません。密です。こういう点も明確にや

わつておるというけれども、なぜ今度ひもがつかないよと言つておるかというところ、これはアメリカ原子力法の百二十三条と百四十四条と、双務協定を結ぶ限りにおいて、この二つの適用を受けるのです。そのほかの条

もありませんけれども、重要な点はこの二つなんです。そして特に秘密と言われるようなひもといふものはつけないとアメリカが言つておるのは、百四十四条の適用をできるだけしないようにするといふ意味のことだと思ふので、それでは百二十三条に秘密事項がないかといふと、百二十三条には秘密事項があるのです。これはあなたはお帰りになってからよく調べてこらんなさい。百二十三条のaの二項です。二項にはどういふふうに書いてある。協力のために協定中に規定されたる機密保全、その基準と維持される旨の協定相手国の保証が必要であると書いてある。この機密に基いて今双務協定が結ばれようとしておる。あなたはこれに対してどういふふうにお答えされるでしよう。答弁は先から私に知つておる。どういふふうにお答えされるかといふと、百二十三条に基いて双務協定を結ぶのだが、この第二項にからぬようにいたしますと答弁するでしよう。しかしこれはうそなん

で双務協定が結ばれるなら、結んでこらんなさい。○高橋國務大臣 その条件があるために、日本の自主的研究を阻止するといふふらなひもをつけておるとは存じません。自主的研究を阻止するよなことはあります。○岡田委員 それではもう一つ伺いますが、先ほどから大分質問になつておりましたが、国際協力局長も再三言つておられますが、大体アメリカとトルコとの協定を基準にして、その条件を中

わつておるといけませんから、私は問題を展開させますけれども、なぜ今度ひもがつかないよと言つておるかというところ、これはアメリカ原子力法の百二十三条と百四十四条と、双務協定を結ぶ限りにおいて、この二つの適用を受けるのです。そのほかの条

この四条件を基準にして、これを見たものだから日本の外務省はこれを受け入れるべきだという方向をどんとどんと出したのです。この四条件を来たらないとは私は言わせない。なぜならば外務省はこの四条件については何ら言つておらない。しかし民間団体、学会、通産省その他関係省には、四条件全部を出してはどうかありませんか。そしてどう言つておられるかどうか。これは新聞に発表してはいけません。と云つておられるかどうか。とすれば、秘密じゃありませんか。これを新聞に発表しちやいけないといふ四条件が、すで

にアメリカからきているんですよ。あなたも御存じでなかつたら、私訊んで聞かせますよ。そんな、私から聞かなければわからないよりよ、大臣としてあまりにも権威が過ぎる。ですから、外務省から発表させたいいじやありませんか。あなたも御存じのはずです。原子力利用準備調査会の總會で配付されているはずですよ。その秘密文書四条件を一つこの機会に発表なさい。○岡田委員 私一人でもあまり時間を食つてはいけませんから、もう一つ重大な問題を言ひたい。この双務協定は秘密外交なんです。あなたが反対されても秘密外交をやつておるのです、日本の政府が受け入れの腹をきめる場合に當つて、直接的にきめた条件がある。あなたは御存じなかつたら、こつちの新聞の方から言つてもらいます。四月二十九日にアメリカの國務省の日本係長フィンという人が、秘密の四条件を日本に渡しているのです。これは井口大使を通じて日本の外務省にちゃんとこの四条件が来ていますよ。

この四条件を基準にして、これを見たものだから日本の外務省はこれを受け入れるべきだという方向をどんとどんと出したのです。この四条件を来たらないとは私は言わせない。なぜならば外務省はこの四条件については何ら言つておらない。しかし民間団体、学会、通産省その他関係省には、四条件全部を出してはどうかありませんか。そしてどう言つておられるかどうか。これは新聞に発表してはいけません。と云つておられるかどうか。とすれば、秘密じゃありませんか。これを新聞に発表しちやいけないといふ四条件が、すで

にアメリカからきているんですよ。あなたも御存じでなかつたら、私訊んで聞かせますよ。そんな、私から聞かなければわからないよりよ、大臣としてあまりにも権威が過ぎる。ですから、外務省から発表させたいいじやありませんか。あなたも御存じのはずです。原子力利用準備調査会の總會で配付されているはずですよ。その秘密文書四条件を一つこの機会に発表なさい。○岡田委員 私一人でもあまり時間を食つてはいけませんから、もう一つ重大な問題を言ひたい。この双務協定は秘密外交なんです。あなたが反対されても秘密外交をやつておるのです、日本の政府が受け入れの腹をきめる場合に當つて、直接的にきめた条件がある。あなたは御存じなかつたら、こつちの新聞の方から言つてもらいます。四月二十九日にアメリカの國務省の日本係長フィンという人が、秘密の四条件を日本に渡しているのです。これは井口大使を通じて日本の外務省にちゃんとこの四条件が来ていますよ。

この四条件を基準にして、これを見たものだから日本の外務省はこれを受け入れるべきだという方向をどんとどんと出したのです。この四条件を来たらないとは私は言わせない。なぜならば外務省はこの四条件については何ら言つておらない。しかし民間団体、学会、通産省その他関係省には、四条件全部を出してはどうかありませんか。そしてどう言つておられるかどうか。これは新聞に発表してはいけません。と云つておられるかどうか。とすれば、秘密じゃありませんか。これを新聞に発表しちやいけないといふ四条件が、すで

にアメリカからきているんですよ。あなたも御存じでなかつたら、私訊んで聞かせますよ。そんな、私から聞かなければわからないよりよ、大臣としてあまりにも権威が過ぎる。ですから、外務省から発表させたいいじやありませんか。あなたも御存じのはずです。原子力利用準備調査会の總會で配付されているはずですよ。その秘密文書四条件を一つこの機会に発表なさい。○岡田委員 私一人でもあまり時間を食つてはいけませんから、もう一つ重大な問題を言ひたい。この双務協定は秘密外交なんです。あなたが反対されても秘密外交をやつておるのです、日本の政府が受け入れの腹をきめる場合に當つて、直接的にきめた条件がある。あなたは御存じなかつたら、こつちの新聞の方から言つてもらいます。四月二十九日にアメリカの國務省の日本係長フィンという人が、秘密の四条件を日本に渡しているのです。これは井口大使を通じて日本の外務省にちゃんとこの四条件が来ていますよ。

も、このようなことが発表できないというところで果していいのかどうか。あなたは随し切っておられますけれども、一部の新聞ではすでにはっきりとその意味のことが発表されておりましたよ。外電という形で発表されておりましたよ。それをあなたにはなぜ言わないんですか。必要があるなら秘密会を要求なさい。国会でこういうことは発表できないというのなら、われわれは審議ができない。秘密の四条件を発表なさい。

○河崎政府委員 これは発表するとかしないとかいうことは申しでないのをごさいます。ただフインの申ししたこととは、フインが自分の名前を出して言ったこととありますから、一般には公表しないわけがあります。

○岡田委員 国会においてそれを発表しないというのは、あなたはいろいろ権限に基いてやられるのですか。私たちが要求し、また必要があったら秘密会を開きなさいと言っているじゃありませんか。そういうふうに隠されるから、ますます秘密のひもがついていくというのを国民の前に暴露することになるんですよ。秘密のひもがついていくんですよ。ここにおられる諸君は全部、秘密のひもだということがはっきりわかりつつあるんですよ。

○河崎政府委員 ただいまお話の先方の資料は、これは一応の説明でございまして、先方の申し入れでも公文でも何でもないのであります。そういうものはわれわれの外国との交渉で教限りなくあるわけでありまして、従いまして、そういうものを発表することは今までも

やっておりますし、今後も技術上やれないと思っております。

○岡田委員 私が申しましたように、私が発表してもあなたの権威にかかわりありませんか。それじゃ発表しませんでしたよ。私は知っているんだから。ただ私一人だけが知っているのじゃ国会の審議上いけなから、国際協力局長として、担当官としてあなたがそういうことは発表なさらないというのなら、発表しなさいよ。高橋さん、どうです。発表すべきものでしょう。あなたはひもがないと言っているのに、あなたの隣の局長は秘密でありますということを言っているんですよ。あなたは慎重に慎重に、ひもがないようにと言っているのに……あなたはこれを発表すべきでないとお考えになりますか。発表すべきであると考えますか。

○高橋國務大臣 私はどういふふうなことを言ってきたのか、ちっとも知りません。外務省がやっていることではありません。外務省が従前の慣例に従ってやることは当然だと思っております。

○河崎政府委員 ただいまお話の先方からの連絡は、内容の秘密かどうかという点よりも、むしろ外交交渉において先方は名前を出しては困るがという条件がございまして、それでわれわれとしましては、先方の約束を、信義を重んじて発表しないわけですよ。

○岡田委員 それじゃ私言いましよ。この交渉に当たってあまり重大な秘密事項はないという意味のことを、まず第一に向うから言ってきたております。但しその場合に四条件がある。一

つは、日本は濃縮ウラニウム及び他の貨物物資の安全を保障する。これは保全という意味です。保全を保障する措置をとるといふ意味のことが、第一項にあります。第二項は、濃縮ウラニウムの消費量に対する記録を作成しなければならぬという義務が書いてあります。第三は、アメリカ原子力委員会の要求があれば、いつでも査察するという、この査察というのが重大なものである。行政協定の中にある査察と同じ意味を持つている。四項は貨物物資を他国に譲渡しないという保障です。(「当りまえじゃないか」六条にあるじゃないかと呼ぶ者あり)だから、六条にあるということが問題なんです。しかもこれにおいてはトルコ協定の内容によると、特に今申し上げた四条件の三の場合、これは常時——随時になつておるが、常時査察、常時監視をする意味のことが書かれておるのです。これは翻訳上の問題があるのです。外務省から言ってきた翻訳の六条のC項の中には、「トルコ共和国政府は、委員会の要請があるときは、随時、委員会の代表者が、貸与された資料の状態及び使用」——ここまでは随時観察する。

しかしそのあとに、その資料が使用されている原子炉の運転状態は、この協定の原文を見ると、常時観察することになっておるはずですよ。従つてこれから見ると、日本において原子炉を入れたら、日本の学者がそのまま運転をするのではなくて、これはアメリカの技術者がここに入つて来てこれをやることになる。こういう点が明らかになつておると思つておる。こういう意味でこの協定上の条文、これは翻訳上の問題があります。こういう点からいって、当然日

本においていろいろな形のひもがついてきているのです。あなたは先ほど機密保全の問題について百二十三条のa項の二については秘密ではないと言つたけれども、これは秘密なんですよ。先ほどから言っているように、これは秘密なんです。こういう点を通じて見ても、実際に日本人がその内容にわたつて知ることができないのです。こういう点がこの一般協定の中ではネグレクトされた形で出ておるけれども、貸与協定の中に明らかに出てくるので、そこまでの点をあなたが十分知つておられて、そしてこの協定を結ばれるならいざ知らず、一般的な協定であらまいな個所を作りながら、それに基いて国会の審議を経ない貸与協定を作つて、その中に秘密が入れられるような場合があるとするならば、これはきわめて重大な問題だと思つて、そういう点を通じて機密のひもがついてくる。こういう点についてあなたは慎重であるべきだと言つておられるのは、こういうふうな意味においておられるひもがつかないのだから、こういう点についても秘密はないのである、こういう点もあなたには明らかにすることが必要であり、もしそういう点にひもがつくものであるとするならば、この協定は結ばないものであるという点を明らかにする必要があると思つて、この点を明らかにしておいていただきたいと思つておる。

○榎原委員長 岡田君、あなたの時間は八へん——長官も八へんお急ぎですから、時間をどうか……

○高橋國務大臣 ただいま御質問の四カ条は、私はこれは大きな秘密だと考へません。物を買ひ入れれば、それだ

けの報告をするのは当然であります。またアメリカから、アメリカの人が来て見るのもいいでしょう。それで日本人が見られないという理屈はちつともありません。アメリカ人が常時監督をするならば、日本人も常時監督すればいいのです。そういう意味におきまして、ただいまの四カ条につきましても、ええ、日本人だけがこの秘密にされるという心配はないと存じます。

○岡田委員 私はまだ質問がありますけれども、あとは重光外務大臣にいたしますから……

○榎原委員長 次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会

昭和三十年六月三日印刷

昭和三十年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局